

## 和歌山県私立専修学校等の設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が、私立専修学校（以下「専修学校」という。）及び私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置、専修学校の課程の設置、専修学校の目的の変更並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号、以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号、以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。

### 第1 専修学校の設置認可

#### 1 名称

- (1) 専修学校に付する名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にもふさわしい名称でなければならない。
- (2) 学校教育法（以下「法」という。）第1条に掲げる学校（以下「1条校」という。）の名称、1条校に類似する名称又は研究機関若しくは私塾に類似する名称を使用していないこと。
- (3) 既存の専修学校の名称と紛らわしくないものであること。

#### 2 規模

目的に応じた分野ごとの生徒の総定員が40人以上であること。ただし、学校法人が当該専修学校のみを設置する場合の総定員が、80人以上であること。

#### 3 校長の資格

法第129条に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1又は2以上を通算して5年以上従事した者であること。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条第1項に規定する学校の長の職
- (2) 前号に掲げる学校の教員の職
- (3) 1条校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化関係委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) (1)から(6)の他、知事が適当と認めた職又は業務

#### 4 教員数

教員数は、設置基準に定める数を満たすものであること。

#### 5 施設及び設備等

- (1) 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な普通教室（実習室等を含む、以下「普通教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められる場合は、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。
- (2) 普通教室等の数及び面積は、授業に支障のない規模であること。
- (3) 専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器

具、標本、図書その他の設備が備えられていること。

- (4) 専修学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- (5) 校舎の区分使用及び区分所有  
設置者が建物の区分使用により専修学校を設置しようとする場合は、次の条件を満たすものについてのみ設置を認めるものとする。
  - ア 当該専修学校として使用する部分と、他の施設として使用する部分の区分が明確になされていること。
  - イ 出入口及び当該専修学校に至る通路等が学校の専用であること。
  - ウ 当該専修学校で使用する部分は、構造上独立したものであること。又、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。
  - エ 併置施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。

## 6 資産等

- (1) 校地、校舎及びその他の施設は、原則として、自己所有であること。ただし、校地にあつては次に掲げるア又はイ、校舎及びその他の施設にあつてはアに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
  - ア 国、地方公共団体等の財産で、自己所有することが困難であり、所有者の使用許可等を受け、長期にわたり安定して使用することができると思われる場合
  - イ 公正証書による賃貸借契約を締結し、もしくは地上権又は賃借権を設定する等20年以上の長期にわたり確実に使用することができると思われる場合
- (2) 設備は、原則として、自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。
- (3) 原則として、専修学校設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）からの借入金を除く。）がないこと。
- (4) (3)にかかわらず、既設校等を設置運営している設置者が専修学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められること。
  - ア 借入金額が校地取得費及び校舎建設費の3分の2以下であること。
  - イ 借入先が社団法人和歌山県私学振興基金協会又は確実な金融機関であること。
  - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
  - エ 当該借入後において、設置者の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、専修学校の設置が設置者の経営改善に資するものであり、借入金額が設置者の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。
- (5) 原則として、校地、校舎その他施設は、負担附でないこと。ただし、(3)

及び（４）の借入金に係る担保はこの限りでない。

（６） 開設年度の人件費相当額の運用資金を保有していること。

（７） 開設年度から少なくとも２年間（ただし、修業年限が２年を越える場合は、その期間とする。）の専修学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

７ 私立学校法第６４条第４項の法人が設置する既設校等の運営状況

（１） 学校法人会計基準に準じて会計処理がされていること。

（２） 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

８ 附帯事業としての専修学校以外の教育

（１） 当該教育が専修学校の教育に支障をきたさないこと。

（２） 当該教育に係る経理が明確に区分されていること。

（３） 当該教育を恒常的に行うものであるときは、その旨を学則に明記すること。

９ 公益法人及び所轄庁が知事以外の学校法人の管理運営

公益法人又は所轄庁が知事以外の学校法人が設置する学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

（１） 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。

（２） 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

（３） 事業団等から借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（事業団の掛金を含む。）の納付状況

第２ 各種学校の設置認可

１ 名称等

第１の１、２のただし書きの部分、４から９を準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読みかえる。（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可においても同じ。）

２ 校長の資格

第１の３を準用する。この場合、「学校教育法第１２９条に規定する『教育、学術、又は文化に関する業務に従事した者』」は「規程第７条に規定する『教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者』」と読み替える。

第３ 専修学校の課程の設置及び専修学校の目的の変更の認可

第１の２から６（３を除く。）を準用する。

第４ 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第１の２のただし書き、４から６を準用する。

第５ 申請手続及び標準処理期間

１ 専修学校及び各種学校の設置認可

（１） 計画書の提出

専修学校及び各種学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、（２）に定める申請書の提出期限の３か月前までに計画書を企画

部企画政策局文化学術課に提出すること。

(2) 申請書の提出

申請者は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、開設年度の前々年度の3月末日までに知事に申請すること。ただし、既存の各種学校が学科の変更及び校舎の増改築等を行わず、専修学校に移行するため設置認可を受けようとする場合は、開設年度の前年度の6月末日までとする。

(3) 審査期間

ア 知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査の上、直近の和歌山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）に第1次諮問をし、審議会からの答申後7日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 知事は、学校の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨速やかに申請者に通知する。

2 専修学校の課程の設置及び専修学校の目的の変更の認可

(1) 計画書の提出

申請者は、計画書を設置又は変更年度の前々年度の12月末日までに企画部企画政策局文化学術課に提出すること。

(2) 申請書の提出

申請者は、申請書に別に定める書類を添えて、設置又は変更年度の前々年度の3月末日までに知事に申請すること。

(3) 審査期間

1の(3)を準用する。

3 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

(1) 計画書の提出

2の(1)を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。

(2) 申請書の提出

2の(2)前段を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、変更年度の前年度の12月末日までとする。

(3) 審査期間

1の(3)を準用する。

附 則

1 この基準は、平成6年11月14日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。